

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1173号

2022年（令和4年）12月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

行政のデジタル化の推進に関することに係る
コンピュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）11月24日付けで諮問（第1173号）された行政のデジタル化の推進に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市の各種手続の受付については、関係者が来庁し窓口での対面及び書面提出による申請・届出等を必要としているものが複数ある。これら手続をオンライン化することで、新型コロナウイルスなどの感染症罹患リスクの軽減や、電子データを扱うことによる事務の効率化が図られる。また、申請・届出等を行うものにとっても、手続に時間的、距離的な制約がなくなり、利便性の向上が図られる。これらの理由により、藤沢市市政運営総合指針におけるデジタル市役所の実現に向けて、76項目を電子申請により受付を行うものとした。

電子申請による受付は、コンピュータ処理に該当することから、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問する。

(2) コンピュータ処理を行う必要性

申請・届出等を行うものの来庁を不要とし、また申請・届出等を受付するものが多くの情報を正確かつ迅速に処理するには、コンピュータ処理を行う必要ある。

(3) 対象手続及び所管課等について

ア 地域保健課

転入に伴う新型コロナウイルスワクチン接種券発行申請
新型コロナウイルスワクチン接種券（接種済証）再発行等申請

イ 健康づくり課

妊娠届及びアンケートの事前送信

ウ 生活衛生課

理容所開設届
美容所開設届
給食施設休止（廃止）届

エ 介護保険課

介護保険資格取得届
介護保険住所地特例適用・変更・終了届
介護保険被保険者証交付申請書
介護保険氏名変更届
介護保険資格異動届
介護保険資格喪失届
介護保険料徴収猶予・減免申請書
主治医意見書等の開示の可否について（回答）
要介護認定情報等提供依頼書
介護保険認定関係書類の写し交付依頼書
受給資格申告書兼給付費支給指定口座変更届
介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（償還払用）
介護保険特例居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（受領委任）
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請取下げ書
藤沢市介護保険住宅改修理由書作成手数料請求書
理由書作成手数料口座振替依頼書
受領委任払い事業者登録申請書
受領委任払い事業者変更届
受領委任払い事業者廃止・休止・再開・辞退届
介護保険利用者負担額減額・免除申請書
介護保険利用者負担額減免事情消滅届出書
介護保険利用者負担額減額・免除等申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）

介護保険特定負担限度額認定申請書(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)

介護保険負担限度額・特定負担限度額差額支給申請書

介護保険居宅サービス等自己負担額助成申請書

介護保険居宅サービス等自己負担額助成申請(一部)取下申出書

社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象者確認申請書

高額介護サービス費等指定口座変更届

介護保険基準収入額適用申請書

介護保険支払方法変更終了申請書

介護保険給付差止終了申請書

介護保険給付額減額免除申請書

介護保険給付額減額終了申請書

社会福祉法人等による利用者負担額軽減申出書

社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度補助金交付申請書

社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度補助金変更交付申請書

社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度実績報告書

地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書

外部評価の実施回数の緩和に係る申請書

介護サービス相談員登録申込書

介護サービス相談員事務執行状況報告書

境界層措置申請書

藤沢市介護職員等研修受講料補助金交付申請書

藤沢市介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金交付申請書

藤沢市介護職員等キャリアアップ支援事業計画変更承認申請書

藤沢市介護職員等キャリアアップ支援事業完了届兼実績報告書

藤沢市外国人介護職員受入支援事業補助金交付申請書

藤沢市外国人介護職員受入支援事業計画変更承認申請書

藤沢市外国人介護職員受入支援事業完了届兼実績報告書

藤沢市特別養護老人ホーム施設整備費補助金交付申請書

藤沢市特別養護老人ホーム施設整備事業着手届兼事業遂行状況報告書

工事着工報告書

工事進捗状況報告書

開設準備状況報告書(6・3・1ヶ月前報告)

○年度 藤沢市特別養護老人ホーム施設整備事業計画変更等承認申請

○年度 藤沢市特別養護老人ホーム施設整備事業計画等変更届出書

○年度 藤沢市特別養護老人ホーム施設整備事業完了届
○年度 藤沢市特別養護老人ホーム施設整備事業部分完了届
藤沢市特別養護老人ホーム施設整備事業実績報告書
藤沢市特別養護老人ホーム施設整備事業実績報告書(部分交付用)
○年度 藤沢市特別養護老人ホーム施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
法人名称等変更届
法人設立届
藤沢市介護老人保健施設整備費補助金交付申請書
事業着手兼工事着工報告書
工事進捗状況報告書(○月分)
藤沢市介護老人保健施設整備事業計画変更承認申請書
藤沢市介護老人保健施設整備事業完了届兼事業実績報告書
借入償還金補助金交付申請書
借入償還金補助金事業完了届兼事業実績報告書

(4) コンピュータ処理を行う個人情報
「各種手続で取扱う個人情報一覧」のとおり

(5) システムの安全性

電子申請・届出システムは、2015年(平成27年)3月12日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第718号で答申されたシステム(以下、システムという)を利用する。

ア ネットワーク

利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W(ファイヤーウォール)等により十分に確保されている。また、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防いでいる。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用している。システムのログインには、F/Wによるセキュリティが確保され、LGWANについても、F/W等によるセキュリティ管理が行われている。

イ 施設要件

システムのインターネットデータセンター施設は、LGWAN-ASPの必要条件を満たしている。

ウ 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっており、運用・保守業務については、SLM(サービスレベルマネジメント)を行っている。

SLMについては、ISO9001に適合するよう管理策を講じ、運用・保守業務に係る個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策

については、ISO/IEC 27001 (ISMS) に基づく体系的な管理策を講じている。また、プライバシーマークも取得している。

エ 契約方法

システムを運営する株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西と神奈川県が提供委託業務契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を締結し、システムを利用している。また、本市はシステムを運営する同社と神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報の取扱いに関する協定を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督を行っている。

オ システムにおける本市の安全対策

(ア) 端末利用者の制限

システムを使用する際には、担当者を限定し、端末起動時及びスクリーンロック解除時に生体認証を行うことで、端末利用を制限する。また、ログイン時のID及びパスワードについても担当者ごとに付与することにより、不正アクセスを防止している。

(イ) 受信したデータの管理

システムで受信したデータは、所属内の受付を担当する職員のみが共同運営システム上で閲覧・処理できるものとし、受信データについては、紙又はデータで藤沢市行政文書取扱規程に従い保存する。

(6) 添付文書

各種手続で取扱う個人情報一覧

神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム共同利用に関する協定書（写）

神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報等の取扱いに関する協定書（写）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

申請・届出等を行うものの来庁を不要とし、また申請・届出等を受付するものが多くの情報を正確かつ迅速に処理するには、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)のアからオまでに示す安全対策は、次のとおりである。

- ア ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
ア
- イ データの安全性を高めるための措置
ア
- ウ 安全対策を確認できるようにするための措置
イ、ウ
- エ 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置
オ(ア)
- オ 実施機関が協定先の安全対策を確認できるようにするための措置
エ
- カ 日常的な安全対策
オ(イ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、本諮問で電子化の対象になった受付事務の実績並びに手続きのオンライン化を進めていくなかでの課題、懸念事項及び関係者からの意見等について、当審議会へ1年程度を目途に報告することを要望する。

また、神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報等の取扱いに関する協定書について、藤沢市独自の記載の有無、あればその内容を報告することを要望する。

以 上